奈良市水道水源保護条例（案）の策定について

1．目的

水道水源が市民共有の貴重な財産であり、市民生活及び地域経済を支える重要な基盤であることに鑑み、水道水源の適正な管理及び保全を図るため、水源保護区域の指定その他必要な措置を講ずることにより、安全かつ安定した水質及び水量を確保し、もって市民の生命及び健康を守ることを目的とするものです。

2．制定の背景

「奈良市水道水源保護指導要綱」に基づき、事業者を対象とした排出水の水質目標値を定め、水道水源の保護に努めてきました。しかしながら、一定の効力は有するものの、排出水に対する指導のみでは今後予測される多様なリスクへの対応が不十分であり、水源保護の実効性が課題となっています。

一方、多くの自治体では社会的に環境保全、特に水源地周辺の土地取引への関心が高まり、水循環の重要性や、水源は市民共有の財産であるとの考えから、条例を制定し、規制および罰則などを設けて水源の保護を図っています。

全国の自治体における立法事実の事例

① 外国籍の法人または個人による土地の購入を懸念
② 農業用水や工場用水の確保を目的とした大規模な掘削などにより地下水の枯渇を懸念
③ 産業廃棄物最終処分場の建設計画があり水源への影響を懸念
④ メガソーラーや土地開発の計画に伴う表層土の公共用水域への流出による濁水発生を懸念

本市においても、外国法人等による土地取得事例が確認されており、水源保護区域内の土地取引等による土地利用情報の把握が不可欠です。

また、本市の水源である布目川の上流に位置する山添村、天理市のほか、近隣の宇陀市においても同様の水源保護条例が整備されています。さらに、木津川市においては地下水保全条例が、伊賀市においては水源保護条例と地下水保全条例が制定されるなど、周辺自治体における水源保護等に関する条例が整備されています。

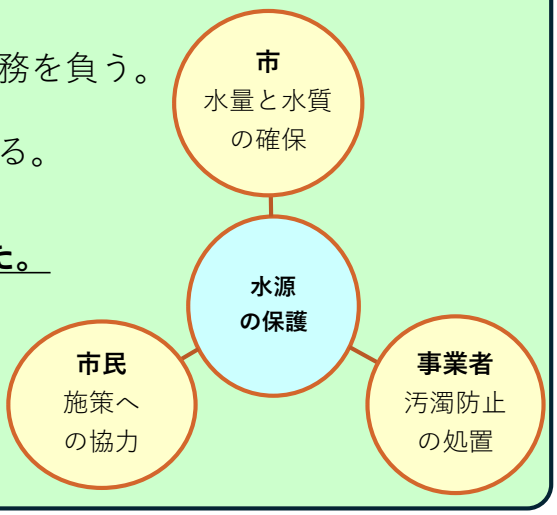
地下水の過剰採取による河川水量の低下や、事業場からの排水に伴う水源の水質悪化が生じた場合、水道水の安定供給に深刻な影響が及び、その回復には多大な時間と労力および費用を要することから、予防的観点における水源を保全するための条例制定が必要です。

3．責務について

・責務の明確化

・市は、安全で安定した水量及び水質を確保する責務を負う。
・市民は水源保護施策に協力する。
・事業者は水源が汚濁しないよう必要な措置を講じる。

市、市民、事業者の三者の役割を明確化しました。



4．水源保護区域について

・水源保護区域

・水源保護区域は、審議会の意見をもとに指定する。
・指定変更や解除も同様とする。

・水源保護区域とは：水道原水の取水口上流地域で事業所からの排水に配慮が必要な地域及び水源河川の水量に影響を及ぼす地域。
・予定している水源保護区域：奈良市東部の布目川・白砂川・前川への流入地域、都祁地区（一部地域除く）、月ヶ瀬地区（一部地域除く）。

これらの地域内の一定の事業場等に対し監視をおこないます。

5．土地利用について

・土地利用の届出

・水源保護地域内の下記の用件に係る土地取引は、30日前の届出が必要。

（対象要件）

・対象施設の設置に係るもの。
　対象取引：所有権移転、地上権、賃借契約
・土地の面積1,000平方メートル以上のもの。
　対象取引：所有権移転、地上権、賃借契約

（除外）

・相続又は遺贈による所有権の移転であるとき。
・国又は奈良県その他の公的機関が公共の事業を行うための土地取引であるとき。
・災害復旧のために緊急に行う取得で例外と認めるとき。
・農地から用途を変更しない土地取引であるとき。

6．地下水の保全について

・地下水の保全

地下水の汲み上げ施設設置や採取は許可が必要。
採取状況の報告や節減努力が求められる。
工事着工30日前までに届出が必要。

（除 外）

・市の事業に係る揚水施設
・吐出口の断面積が１９．６平方センチメートル未満（口径で５０ｍｍ未満・吐出口が２以上ある場合にあっては、その断面積の合計が１９．６平方センチメートル未満であるもの）
・動力を用いないで地下水を汲み上げるもの
・農業用に供するもの
・専ら家庭用に供するもの

7．立地・排水の規制について

①　立地規制

水源保護区域内において、特定対象事業場として、認定された事業場は設置できない。

・特定対象事業場の認定基準

対象事業場の施設の構造及び規模、事業の内容、使用する物質、排水の水質及び量、汚水又は廃液の処理方法、水道水源までの距離その他の事情を総合的に勘案し、水道水源の水質に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ、必要な措置を講じてもその影響を防止することが困難であると認められるもの。

・規制対象事業場の認定基準

特定対象事業場を除き、対象事業場の施設の構造及び規模、事業の内容、使用する物質、排水の水質及び量、汚水又は廃液の処理方法、水道水源までの距離その他の事情を総合的に勘案し、水道水源の水質への影響を把握し、又は防止するため、継続的な水質管理その他の管理が必要であると認められるもの。

②　対象事業の事前協議

・対象施設を設置しようとする事業場は、開発事前協議の届出義務。
・対象事業場の中で**排水を排出する事業場等、水質汚濁を引き起こす恐れのある事業**として水源保護審議会で認定された事業場は、**規制対象事業場として**
　➢地域住民への説明を実施。
　➢協定の締結により水質保全措置を約束。

対象事業場が届出をしない場合、設置の中止命令が出せる。

対象施設として下記のものを対象とする。
- ゴルフ場（ショートゴルフを含む。）
- 砂利採取施設及び採石施設
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第１項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第１５条第１項に規定する産業廃棄物処理施設（特別管理産業廃棄物を処分する施設を含む。）
- 工場、大学、研究所
- し尿処理施設（建築基準法施行令第３５条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が１００人以下のし尿浄化槽を除く。）



③　水源保全管理指針値と水質検査の報告

・水源保全管理指針値は、審議会の意見をもとに定める。
・規制対象事業者は排水の水質検査を行い、結果を市に報告。
・事故時は速やかに応急措置を講じるとともに報告義務あり。

８．審議会の設置等について

・推進体制の強化

・水源保護に関する事項について、公正かつ透明性の高い調査及び審議を行うため、水源保護審議会を設置。
・国や奈良県ほか関係自治体と連携して水源保全を推進。

９．立入調査について

・立入調査

・指定職員に規制対象事業場や施設の立入調査を行わせることができる。

１０．罰則及び公表について

・罰則及び公表

・実効性を担保するため、罰則（罰金）、過料および違反時の公表を規定する。